



JASDAQ

平成 30 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名	東京日産コンピュータシステム株式会社
代表者	代表取締役社長 吉丸 弘二朗 (コード：3316)
問合せ先	取締役経営管理本部長 赤木 正人 (TEL 03-3280-2711)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 15 日開催予定の第 30 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的および条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の業務執行取締役（社外取締役等の非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入するものです。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、平成 17 年 6 月 22 日開催の第 17 回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額 14,000 万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額 2,000 万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けますこととなります。当該金銭報酬債権の各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

なお、各対象取締役への具体的な配分の決定にあたっては各対象取締役の業績への貢献度等を総合的に検討いたしますが、検討対象の事業年度は第 31 期（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）を初年度といたしますので、各対象取締役への実際の支給時期は平成 31 年

4月以降となる予定です。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年12,000株以内（注）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

譲渡制限期間については、本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

3. 当社の従業員への付与

本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、所定の当社の従業員に対しても、譲渡制限付株式を付与する予定です。

なお、従業員へ付与する譲渡制限付株式については、対象取締役へ付与する譲渡制限付株式とは別に、勤務意欲の向上等の目的を踏まえて、交付数、交付時期、譲渡制限期間その他の条件を決定する予定です。

(注) 当社は平成30年5月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、当該分割後の株数となります。

本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合など、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率などを勘案の上、発行又は処分される当社の普通株式の総数の上限を合理的に調整するものいたします。

以 上